

平成27年11月20日

共済契約者様へ

公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター

「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」の取得について(ご案内)

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当サービスセンターの運営につきましては、格別なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバー法が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、当サービスセンターの特定退職金共済制度においても、現在ご加入中の被共済者(従業員)の方が平成28年1月1日以降に退職等をした場合、退職所得の受給に関する申告書、または税務署等に提出する法定調書に請求人(被共済者または遺族)の「マイナンバー」を記載することが義務付けられました。

このため、事業主(共済契約者)様から平成28年1月1日以降に提出される退職届書には該当する方のマイナンバーの記載が必要となりますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

退職者のマイナンバーを記載できる欄を新設した退職届書(新様式)は、提出用専用封筒とともに12月10日以降にお渡しできるよう、現在準備を進めております。

なお、12月10日以降は当サービスセンターホームページからもプリント可能となりますが、提出用専用封筒は郵送いたしますので、必要に応じ連絡くださいませようようお願い申し上げます。

(厳封いただければ市販封筒を代用、提出いただいても差し支えありません。)

問い合わせ先 公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター